

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
(代決の順序) 第6条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序により代決者がその事務を代決する。				(代決の順序) 第6条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序により代決者がその事務を代決する。			
代決の順序		代決者		代決の順序		代決者	
正当決裁者	第1次	第2次		正当決裁者	第1次	第2次	
市長	副市長	政策監		市長	副市長	主務部長	
副市長	政策監	主務部長		副市長	主務部長	主務次長（これに相当する職にある者及び消防本部の次長を含む。以下同じ。）	
部長	主務次長（これに相当する職にある者及び消防本部の次長を含む。）	主務課長，主務課長代理又は主務主幹（課長級）		部長	主務次長	主務課長，主務課長代理又は主務主幹（課長級）	
略				略			
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）			
1 人事に関する事項				1 人事に関する事項			
事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要		
略				略			

改正後						改正前					
2 病気休暇及び特別休暇等の承認、育児休暇及び育児休業の承認に関すること。	同上	同上	同上	総務課長（ <u>消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長</u> ）	人間ドック受診及び勤続表彰等に係る特別休暇の承認は、上記1の区分による。	2 病気休暇及び特別休暇等の承認、育児休暇及び育児休業の承認に関すること。	同上	同上	同上	総務課長	人間ドック受診及び勤続表彰等に係る特別休暇の承認は、上記1の区分による。
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長（ <u>消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長</u> ）		3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、総務課長	
(1) 県内	部長	次長課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は総務課長（ <u>消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長</u> ） 旅行命令（依頼書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。）		(1) 県内	部長	次長課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は総務課長 旅行命令（依頼書は主務課長（別に旅行依頼について、決裁を得たものに限る。）	
(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）				(2) 県外（外国旅行を除く。）	部長 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	次長以下 非常勤特別職（嘱託員に限る。）			
4 旅行依頼に関すること。	○					4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関		○				5 所属職員の各係への配置に関		○			

改正後					改正前				
すること。					すること。				
6 所属職員の事務分担を定めること。			○		6 所属職員の事務分担を定めること。			○	
略					略				

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。